

2008 年度 日・EU 規制改革対話

分野	対象国	問題項目	問題点	組合担当 G
環境	EU 全体及び フランス	EuP/ボーナス・マルス（環境報奨制度）	<p>①EuP EuP 指令（2005/32/EC）第 8 条「適合性評価」（Conformity assessment）に於いて、共同体の環境管理・監査スキーム（Community eco-management and audit scheme：EMAS）を取得することが看做し適合とされているが、EMAS は EU 内企業でないと取得出来ないもので、EU 域外企業を不当に差別する可能性がある。</p> <p>②ボーナス・マルス（環境報奨制度） EU レベルで省エネデザイン（EuP）指令がありますが、それに先立ちフランスではエネルギー消費量にあわせて電機機器にボーナス（奨励金）やペナルティ（罰金）制度を設ける動きがあります（自動車では既に実施済み）。環境配慮商品を促進するにあたり、本来であればライフサイクルでの環境影響を考慮した上でその奨励システムを構築すべきと考えますが、このボーナスマルス制度は、消費電力やCO2排出量のみには焦点を当てないのでは？との懸念があります。当方では、これら評価はライフサイクルで評価すべきであり、導入にあたっては多くの声を集めた十分な事前検討が実施されるよう希望します。</p> <p>また、かかる制度の存在、や内容が各国でバラバラになることは好ましくなく、もし EU レベルで同様の制度を導入する場合は EU レベルでの調和・統一が図られることを要望します。EuP を含め、その制度導入によって産業育成の機会を失うようなことがあってはならず、制度の基準設定においては間接的な非関税障壁のようなものにならないよう、EU 域外の産業界とも充分密接な対話を行っていただきたいと考えます。</p>	環境・安全 G

分野	対象国	問題項目	問題点	組合担当G
環境	EU 全体	REACH (化学品規制)	<p>①ガイダンスは発行されましたが、特に成型品に関するガイダンスでは特に 0.1wt%の分母について 6 カ国の不都合が注記されており、産業界は法規遵守のよりどころをどこにおけばよいか混乱しています。欧州委員会主導の下、法規がガイダンスに基づいて執行されることを要望します。</p> <p>②REACH 規則の申請に係る料金体系が高すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>EU 委の回答は、「料金水準は貿易障害にならない；料金設定は不合理なものではない」（添付資料 2 の 45 頁）とのことですが、杓子定規な印象を受けます。この料金負担は、資力のない会社には厳しいはず（仮に他の会社とデータ収集等に要した費用を折半することができたとしても、資力のない会社にとって料金負担は厳しい）。結局、現実問題として、EU 市場への製品投入の当事者から排除されてしまうのではないかと懸念があります。</p>	環境・安全G
環境	EU 全体	RoHS 指令（電気電子機器に関する特定有害物規制指令）	<p>①適用除外の見直しについては日本の産業界も可能な限りの協力をしていますが、物質追加という新たな動きには理解し難く感じています。そもそも REACH でリスクに基づいて化学品の規制を行なうという動きがあるにもかかわらず、電機電子製品だけに限定して科学的なアセスメント結果を反映していない物質（例：ハロゲン有機化合物）を追加するという考えは歪んでいると考えます。従って化学物質の規制は REACH に集約されるべきであり、今般 RoHS に物質追加をするべきではないと考えます。</p> <p>②特定の用途について代替物質がない場合には、適用除外を認めていただきたい。特に、今後カテゴリー 8（医療機器）及び 9（監視・制御機器）は RoHS 指令の対象化の方向にあるが、これらのカテゴリーに関して、例えば以下の用途については代替物質がないので除外を認めてほしい。</p> <p>A. 放射線防護に用いる鉛、合金中の鉛、鉛ガラス</p> <p>B. 核磁気共鳴装置用超伝導コイル結線のための、カドミウム含有合金</p> <p>C. 生化学分析装置用光学フィルタの、カドミウム、鉛</p>	環境・安全G
規格・基準 認証	EU 全体		<p>頻繁に行われる調和規格(Harmonized Standards)改訂の都度、適合評価の実施及び適合宣言書(DOC)の再発行が必要で、製造者にとって多大の適合評価コスト負担が強いられている。</p>	環境・安全G

分野	対象国	問題項目	問題点	組合担当G
規格・基準 認証、情報 通信技術・ 放送	イタリア限定		<p>①イタリアでは、放送受信機について、独特の放送受信周波数、中間周波数規定があり、適合していることを、ユーザーマニュアルに記載しなければならない。</p> <p>②この規定はかつて、(20年くらい前)に欧州域内で実施されていたが、EMC指令が採用されてから、イタリアを除く各国は廃止し、EMC指令の規制のみとなった。(イタリアは1995年に国内法制化した)</p> <p>③この規制をはずれる場合は、イタリアの通信省に届け出て認可を受けなければならない。</p> <p>④AM放送受信において、最新の技術革新の結果、AM放送を受信する回路の主力となるICの製造供給会社が1社となり、かつそのICは、AMの中間周波数が規定外である。(規定：450kHz,ICは10.7MHz)</p> <p>⑤この結果、イタリアでAM放送受信機能を有する放送受信機は、イタリア通信省の認可が必要となり、企業コストがかかりすぎる。 (届出費用だけで3500ユーロ)</p>	環境・安全G
その他(消 費者保護)	スウェーデン、 フィンランド、 デンマーク	消費財保証	家電製品の保証に対する考え方でEU内での統一見解はあるものの、特に北欧ではその考え方が国によってまちまちで、依然各国の判断により実際の運営はばらつきがあります。	通商・投資G
知的財産 権、個人情 報関係	EU全体	個人情報保護	EU個人データ保護指令 95/46/EC Article 25において、個人データの第三国移転には当該国が「適切な保護レベルを保証」する場合に限る、と規定されています。しかし、日本国はかかる「適切な保護レベルを保証」されているとEU側に評価されていないため、EU域内から日本国への個人データの移転に都度「標準契約条項」の適用及びEU当局への届出が必要となっているので改善が必要です。	通商・投資G
知的財産 権、個人情 報関係	EU全体	商標権の水際取締り	EUの各国における商標権侵害品の水際取締りに関して「倉庫費用」などを権利者が負担することになっていると理解しているが、これは「権利侵害者」が負担すべきものとする。「権利者が負担」するのは道理に合わないとする。	通商・投資G

分野	対象国	問題項目	問題点	組合担当G
知的財産権、個人情報関係、情報通信技術・放送	EU 加盟国(英国、アイルランド、ルクセンブルク、キプロス、マルタ除く)		<p>当社はドイツ FSC (富士通・ジーメンス コンピュータ社) で情報製品の開発・製造・販売・保守を行っているが、ドイツにおける PC 販売に対し、Levy を賦課する動きが起こっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006 年 3 月に控訴審が結審し、ドイツにおける PC 販売に対し、12 ユーロ/台という金額が確定された。最悪の場合は 2002 年 1 月 1 日に遡って適用される可能性があり、この場合は企業にとって莫大な支払いが想定される。 ドイツにおいては、著作権法の改正による Levy の対象製品の拡大、税率の改正が予見されている。富士通ヨーロッパグループの主要製品である HDD にまで対象が広がった場合、また、税率の上限が設定されない場合、ビジネスへのインパクトは非常に大きい。 さらにスペイン、ポーランド、ハンガリーの当局はドイツの情勢を見つめており、ドイツでの施行以降同様の対応をすることが予想されている。 	通商・投資G
知的財産権、個人情報関係	EU 全体及び特定の EU 加盟国	欧州特許庁の特許審査促進と特許審査ハイウェイの早期実現	<p>①欧州特許庁 (EPO) に対する 2006 年の出願件数は上位を占めるに至っており、現在交渉中の特許審査ハイウェイへ大きな期待を寄せている。今後交渉が進められる日 EU・EPA を通じた貿易・投資の促進に対する車の両輪として、知的財産権の実効的な保護に向けた特許審査ハイウェイの早期実現、また、上記枠組みへの EPO の参加に向けた交渉継続を希望する。</p> <p>②米国 (US)、日本 (JP)、中国 (CN)、韓国 (KR) などの特許出願の審査早期化の取り組みが推進されているが、中国特許庁、欧州特許庁 (EPO) の審査の遅延が目立っており、権利化の遅れ、およびそれに伴う権利化前費用 (EPO 出願更新手数料および代理人の管理手数料) の増加が問題となっている。</p> <p>日本特許庁 (JPO) - 欧州特許庁 (EPO) 間の特許審査ハイウェイの早期開始を希望する。理由として、英国、ドイツなどの個別国の審査ハイウェイよりも EPO の審査ハイウェイのほうが、審査速度、費用低減への波及効果が遙かに大きいためである。</p>	通商・投資G
知的財産権、個人情報関係	EU 全体	特許制度	<p>①特許翻訳コストの削減</p> <p>②欧州特許取得後の各国における手続きの効率化</p>	通商・投資G

分野	対象国	問題項目	問題点	組合担当G
貿易・関税	EU	AEO	<p>①日・EU間でのAEO(Authorized Economic Operator)の相互認証等を通じて、2009年7月1日から実施されることになっている貨物マニフェストの事前報告ルール(EU版24時間ルール)要件の適用を、相互認証された輸出国側AEO企業に対して免除し、同24時間ルールの影響を最小限にする。</p> <p>②24時間ルールの実施については、マニフェスト情報の事前報告のためのITシステムの整備と体制がEU域内で整ってから実施するよう、柔軟に対応してもらいたい。</p>	部会・業務G
貿易・関税	EU全体	ITA	<p>EUは、ITA対象製品であるプリンタ(または、ファクシミリ)に加えて複写機(非ITA対象)の機能を合わせもつ、デジタル複合機(Multifunction Printer, MFP)をITA対象の枠外とし、関税(6%)を賦課しているが、これを改め、非課税として頂くことを要望する。</p>	通商・投資G
貿易・関税	EU全体		<p>周知の事実の通り、電子顕微鏡(Electron Microscope)はナノテクノロジー・バイオテクノロジーの研究に欠くべからざるツールとなっています。</p> <p>現在、本装置をメインに開発・製造しているのは、日本(日立ハイテクノロジーズ社・日本電子=JEOL)と欧州企業(ZEISS・FEI)の4社だけ(※)であり、常に世界最高の製品開発で激しい競争状況にあります。</p> <p>そのような状況下で、一方(欧州)のみが不当に輸入関税(3.7%)を継続し、欧州域内メーカーの保護をしている状況は公平さを欠いているだけでなく、日本製世界最高性能の装置での研究を希望されている欧州内研究者にとっても不当に経済的負担をかけている事は明白です。</p> <p>※FEI社の本社はUSAですが、ナノテク・バイオ関連装置の主力工場は前身のPhilips社(オランダ)であり工場はオランダとチェコの為、欧州内では欧州メーカーとの認識が高く、実際日本での展示会ではオランダ企業として出展している場合が多く見受けられます。小企業としてはチェコにTESCANとCAMSCANと言うScanning Microscopeのみを製造しているメーカーもありますが、マーケット占有率からするとインパクトが少ない為、4社と明記しました。</p>	通商・投資G
労働・雇用	チェコ		<p>チェコでの病気欠勤率は依然、高い水準にあります。ただし、新法の導入による改善成果までは補足できていません。</p>	通商・投資G
滞在労働許可	ドイツ		<p>滞在労働許可およびビザ取得に時間を要する場合があります(多々)あります。</p>	通商・投資G